

裁 判 所	東京高等裁判所
事 件 番 号	令和4年（ネ）第3852号
事 件 名	国家賠償請求控訴事件
判決年月日	令和6年10月21日
判 示 事 項	<p>1 気象庁の職員による、常時観測火山でレベル対象火山である御嶽山に係る噴火の予報又は警報における噴火警戒レベルの判断と国家賠償法1条1項の違法性</p> <p>2 気象庁の職員が、平成26年9月27日に発生した御嶽山の噴火前に噴火警戒レベルをレベル2（警報）に引き上げず、これをレベル1（予報）に据え置いた判断が、その許容される限度を逸脱して、著しく合理性を欠くとは認められず、国家賠償法1条1項の適用上違法であるとはいえないとされた事例</p>
判 決 要 旨	<p>1 気象庁の職員が、常時観測火山でレベル対象火山である御嶽山の噴火前に噴火警戒レベルをレベル2（警報）に引き上げず、これをレベル1（予報）に据え置いた判断は、当時の火山学の専門的知見、関係法令の趣旨・目的、気象庁の職員の職務の性質等に照らし、その許容される限度を逸脱して、著しく合理性を欠く場合に、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価される。</p> <p>2 &lt;略&gt;</p>
事案の概要	<p>本件は、平成26年9月27日に発生した御嶽山の噴火により死亡した登山者の遺族等であるX1（第1審原告）らが、国及び県の公務員が職務上の注意義務を怠ったために死傷の結果が発生したと主張して、国及び県に対し、連帯して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めた事案である。</p>
訟 務 月 報	71巻5号